

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025年7月29日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒530-8341 大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長兼執行役員 倉坂 昇治			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	528台	6台	7台	527台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0台	0台	台	0台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	33.3	キログラム	15.2	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	日常的な簡易点検や定期点検を行うとともに、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録保管している。			
	廃棄時	産廃処理前には確実にフロン類が充填されていないことの確認と引取証明書の写しを交付している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	フロン排出抑制法に則り、ユーザーによる簡易点検と管理者による定期点検を実施している。			
	廃棄時	産廃処理前には確実にフロン類が充填されていないことの確認と引取証明書の写しを交付している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	空調機器に関してはフロン漏えい防止のほか、省エネルギーの観点から、順次、高効率機器への取り替えを進めている。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。